

国際日本文化研究センター職員近距離移動取扱要項

平成20(2008)年 9月11日 所長裁定
令和 4(2022)年 4月 4日 最終改正

(趣旨)

第1条 人間文化研究機構旅費規程第41条の規定に基づき、国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)の職員(職員就業規則以外の就業規則で定める職員等を含む。)が業務遂行のため近距離地域に移動する場合(以下「近距離移動」という。)の取扱について必要な事項を定める。

(近距離移動対象地域)

第2条 近距離移動の対象地域は、次表のとおりとし、旅行命令は発しない。

区 分	近 距 離 移 動 対 象 地 域
京都府	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市
大阪府	高槻市、三島郡島本町

(交通費の支給等)

第3条 職員が近距離移動に伴い公共交通機関を利用した場合は、交通費を支給する。

2 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費分のみの支給とし、当該職員が一旦立替えるものとする。

(交通費の請求手続)

第4条 交通費の支給を受けようとする者は、別紙立替払(交通費)請求書を財務課財務運用係に提出するものとする。

附 則

1 この要項は、平成20(2008)年9月11日から施行する。

2 業務遂行のため近距離地域に移動する場合の取扱い(平成16(2004)年7月1日制定)は廃止する。

3 この要項は、平成21(2009)年4月30日から施行し、平成21(2009)年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 (2017)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 (2021)年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 (2022)年 4 月 4 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

立替払（交通費）請求書

所属長等確認欄	職名等	所属長等確認者
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"></div>	所長・管理部長	所長
	教員	総務課長
	各課長	管理部長
	管理部・国際研究推進部・ 情報管理施設職員	各課長
	上記以外の職員	総務課長

月日	用務先	用務内容	交通機関	区間	交通費	備考
				～		
				～		
				～		
				～		
				～		
				～		
				～		
合 計						

上記のとおり交通費を支払いましたので請求します。

年 月 日

経理責任者

国際日本文化研究センター管理部長 殿

国際日本文化研究センター

（職名）

（氏名）

所 管	
財 源	
目 的	
プロジェクト	